

新たな雇用に取り組む県内中小企業者の方へ (雇用創出特別支援枠のご案内)

県では、新たな雇用に取り組む県内中小企業者を金融面から支援するため、県単特別保証融資制度「青森県未来への挑戦資金」において、低利でご利用可能な「雇用創出特別支援枠」を実施しておりますのでご利用ください。(平成24年3月末まで)

ご利用いただける方

次のいずれにも該当する方

- ① 県内に事業所を有する中小企業者(中小企業者として創業する者を含む)であること
- ② 常時使用する従業員(正社員)を2人(新規学卒者など、一定の要件に該当する場合(※)は1人)以上雇用する計画の事業であること

(融資実行後原則6ヶ月以内に雇用し、かつ1年以上継続して雇用すること、及び法律上義務づけられている労働保険及び健康保険の加入が条件となります。)

※一定の要件に該当する場合は、新規学卒者のほか、障害者、中高年非自発的離職者及び緊急雇用創出対策事業に係る雇用契約の対象者が該当します。

ご融資の条件

- 融資限度額 1億円(但し、創業者は所要額の80%以内)
- 融資利率 年1.0%(3人以上雇用する場合は年0.8%)
- 融資期間 運転10年以内(うち据置2年以内)、設備15年以内(うち据置3年以内)
- 担保 必要に応じて徴求
- 保証人 原則として法人の方は代表者のみ、個人の方は不要
- 保証料率 原則年0.45~1.90%(担保の有無等に応じた割引制度や、特別な保証料率が適用される場合有り)

利用後のお約束

- 融資実行後の雇用状況を確認するため、雇用開始時及び雇用開始後1年経過時点で、県(商工政策課)に対して、すみやかに雇用状況を報告することが義務付けられています。

※雇用開始後すみやかに提出する書類

①常用従業員雇用状況報告書(所定の様式)

②雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し

③雇用契約書(又は労働条件通知書)の写し

④健康保険証の写し

⑤直近の労働保険概算・確定保険料申告書の写し

⑥新規学卒者等、一定の要件の者を雇用した場合は、それを証明する書類(卒業証明書など)

- 万一、雇用の要件を満たさない場合や、雇用状況の報告を怠った場合には、当初の融資利率の条件は変更されることとなりますので、ご注意下さい。

【当初の適用利率(1.0%または0.8%)→<条件変更>→「金融機関所定利率-0.3%」】

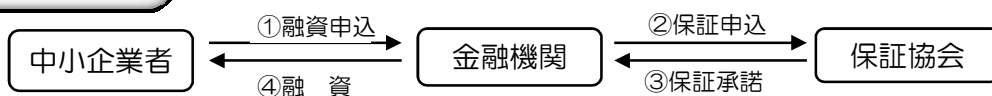
※1年経過後すみやかに提出する書類

①常用従業員雇用状況報告書(所定の様式)

②貸金台帳の写し

③直近の労働保険概算・確定保険料申告書の写し

融資の手続き



融資を受けるには、取扱金融機関の融資審査及び信用保証協会の保証審査が必要です。融資額は、各企業の信用保証枠の範囲内でのご利用となります。

- 取扱金融機関 県内金融機関(銀行、信用金庫、青森県信用組合、商工中金)
- 問い合わせ先 青森県信用保証協会 電話017-723-1354(業務課)
青森県商工政策課商工金融グループ 電話017-734-9368